

## 日本農業遺産「みかん栽培の礎を築いた有田みかんシステム」ロゴマーク使用基準

有田みかん地域農業遺産推進協議会

有田みかん地域農業遺産推進協議会(以下「協議会」という。)において作成した日本農業遺産「みかん栽培の礎を築いた有田みかんシステム」ロゴマーク(以下「ロゴマーク」という)の適正な使用とその普及促進を図るため、次のとおり使用基準を定める。

### (目的)

第1条 ロゴマークは日本農業遺産「みかん栽培の礎を築いた有田みかんシステム」(以下、「有田みかんシステム」という。)を普及・啓発するシンボルとして制作物、媒体等に広く使用することで、その認知度を高めるとともに、日本農業遺産に認定された「有田みかんシステム」と産地を未来へ継承する取組を推進することを目的とする。

### (ロゴマークに関する権利)

第2条 ロゴマークに関する一切の権利は、協議会に属する。

### (ロゴマークの使用)

第3条 ロゴマークを使用できる者は以下のとおりとする。

- (1) 協議会及び協議会を構成する団体
- (2) 新聞、テレビ、雑誌等において報道を目的に使用する者
- (3) 協議会が承認した者

### (申請の事務)

第4条 ロゴマークの使用に関する事務は、協議会事務局(以下「事務局」という。)が行う。

### (使用の申請)

第5条 第3条(3)の規定に基づきロゴマークを使用しようとする者は、あらかじめ『「有田みかんシステム」ロゴマーク使用承認申請書(様式第1号)』(以下「使用承認申請書」という。)に使用デザイン案及び事業内容がわかる資料を添えて協議会に提出し、承認を受けなければならない。

### (使用期限)

第6条 ロゴマークの使用承認期間は承認の日から3年以内とし、期間満了後に引き続き使用する場合は、前条の規定に基づき再度申請し、承認を受けなければならない。

#### (使用基準)

第7条 協議会は、次のいずれかに該当する場合は、ロゴマークの使用を承認しないものとする。

- (1) 「有田みかんシステム」のイメージまたは価値を害するおそれがある場合
- (2) 第三者の利益を害する恐れがある場合
- (3) 第三者に誤認または混同を生じさせるおそれがある場合
- (4) 特定の政治活動や宗教活動を助長するおそれがある場合
- (5) 法令や公序良俗に反すると認められる場合
- (6) 生物多様性を著しく損なうおそれがある場合
- (7) 申請者が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）または暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有するものである場合
- (8) 全各号に掲げる事項のほか、第1条に規定するロゴマークの目的に反すると認められる場合

#### (使用の範囲)

第8条 ロゴマークの使用は、次の範囲とし、使用にあたっては、「有田みかんシステム」の価値を高めるよう努力するものとする。

- (1) 「有田みかんシステム」の農法や農業上の土地利用、生物多様性、里地・里山景観、伝統的な技術、文化・祭礼・儀礼などに関するもの、及びそれらの維持・保全に資すると認められる標識・看板、パネル、ポスター、パンフレット、チラシ、横断幕、のぼり旗、ホームページ、ポストカード、カレンダー、ステッカー、名刺等の媒体。
- (2) 第1条の目的に沿って活用すると認められる者の名刺、ユニフォーム、ポスター、ホームページ、社内報、広報誌、封筒並びにステッカー等の媒体。
- (3) その他「有田みかんシステム」の周知に効果的であると見込まれる媒体。
- (4) 有田みかんに関する商品（農林水産物等1次産品及びその加工食品、飲料に限る。）への使用については、第1条の目的に沿って使用するものとする。

#### (使用の承認)

第9条 第5条の規定に基づく申請があった場合には、事務局は、第7条の使用基準に基づいてロゴマークの使用の可否を判断し、使用を承認する場合には、『「有田みかんシステム」ロゴマーク使用承認書（第2号様式）』（以下、使用承認書という。）を交付する。

#### (デザイン)

第10条 ロゴマークのデザインは、『「有田みかんシステム」ロゴマーク・使用ガイドライン』（以下、ガイドラインという。）に基づくものとする。

(商標登録等)

第11条 使用者は、ロゴマーク並びにロゴマークを含む商標及び模様について、商標登録及び意匠登録をしてはならない

(成果物の提出)

第12条 使用者は、ロゴマークを使用した際は、成果物がわかる資料（印刷物、写真等）一部を速やかに事務局に提出するものとする。

(改善の指示)

第13条 協議会長は、使用者が使用基準等を遵守せずにロゴマークを使用している場合は、承認後にあっても使用者に改善を指示することができる。

(使用承認の取り消し)

第14条 前条の改善指示に従わない場合には、協議会長はロゴマークの使用承認を取り消すことができる。

(問題への対処)

第15条 ロゴマークの使用に起因する問題が起こった場合は、協議会及び協議会を構成する正会員（地方公共団体及び団体）は一切の責任を負わない。また、使用者は問題が発生した際には、速やかに事務局に報告するとともに、対策を講じなければならないものとする。

(使用者の責務)

第16条 使用者は、信義に従い、誠実にこの使用基準を履行しなければならない。

(その他)

第17条 ロゴマークの使用に関し必要な事項は、この使用基準に定めるものの他、協議会の会長が別に定める。

附則

この使用基準は令和4年12月5日から適用する。